

輸入麦販売に係る見積合せの実施について

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○

輸入麦の販売に係る見積合せを、下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 販 売 対 象 麦 の 種 類

2. 銘 柄 及 び 数 量

3. 引 渡 条 件

4. 現 品 引 渡 日

5. 見積合せに参加する者に必要な資格

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)第3章 I に基づき農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が承認した買受資格者であって、買受申込みを行った者であること。ただし、農産局長が特に必要と認めて見積合せを実施する場合は、この限りでない。

6. 契 約 条 項 を 示 す 場 所

7. 見 積 合 せ の 日 時 及 び 場 所

8. 見 積 書 に 関 す る 事 項

見積書に記載する金額は、消費税及び地方税相当額(以下「消費税相当額」という。)を含まない金額とし、契約金額は見積書に記載された金額(複数のロットを購入した場合は、当該見積書に記載された各ロットごとの金額を合算した金額)に消費税相当額(この金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た金額)を加算した額とする。

9. 見 積 り の 無 効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 買受資格がない者がした申込み。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条に該当する者がした申込み。

- (3) 食料安定供給特別会計(食糧管理勘定)事業用物品競争契約指名停止等措置要領(平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知)に基づく指名停止を受けている期間中の者がした申込み。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者がした申込み。ただし、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者であって、手続開始の決定がなされた後において買受資格の再認定を受けている者は除く。
- (5) 見積書の提出に際し、虚偽の申告をした者がした申込み。
- (6) 見積価格を訂正した申込み、円未満の端数を付した申込みその他所定の記載方法によらない申込み。
- (7) 同一人が、同一ロットに対し2通以上の見積書を提出して行った申込み。
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした申込み。
- (9) 本通知において見積書の提出に関して制限を設けた場合に、その制限に反して見積書を提出した者の申込み。
- (10) 買受申込みの内容と異なるもの。(不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由によりやむを得ないと農産局長が判断した場合を除く。)
- (11) 暴力団排除に係る誓約事項基本要領第3章別紙3-I-2について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み。

10. 買受予定人の決定方法

- (1) 販売予定価格以上の価格の申込みを行った買受申込人のうち、申込価格の高いものから順次販売可能数量に達するまでの買受申込人をもって買受予定人とする。
- (2) 買受可能となるべき同一価格の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、申込数量の多い者から順次買受予定人とする。
- (3) 買受可能となるべき同一価格、同一数量の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、直ちに当該買受申込人にくじを引かせて買受予定人を決定する。
- (4) (3)の場合において、情報管理システムを利用した見積合せの場合は、買受申込人に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせる。
- (5) (1)から(4)までの場合において、最後の順位の買受申込人の申込数量が他の申込人の申込数量と合計して販売可能数量を超える場合は、その超える数量については申込みがないものとする。

11. 契約保証金の納付

買受予定人として決定された者は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9に規定する契約保証金を、契約締結までに食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長(以下「契約担当官」という。)に納付すること。ただし、契約担当官から契約保証金を免除する旨の通知を受けている場合には、この限りでない。

12. 契約の締結に関する事項

買受予定人として決定された者は、基本要領第3章I第6の5の定めるところにより輸入麦壳買契約書を作成し、記名押印の上、契約担当官に提出すること。

13. その他

見積合せ申込者は、基本要領及び当該要領に定める輸入麦壳買契約書の契約条項等を熟知の上、見積合せに参加すること。また、契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。

なお、輸入麦壳買契約に係る買受代金の延納措置を希望する者は、「食糧用輸入小麦の買受代金に係る延納措置実施要領」(平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知)等を熟知の上、見積合せに参加すること。

14. 契約締結期限

契約の締結期限は、○年○月○日とする。

(注) 様式については、事情により訂正することがある。

食糧用輸入麦の販売に際しての条件

買受人(買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。)は、下記の事業者に対して、買い受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所 在 地	禁止期間

年 月 日

販 売 ロ ッ ト 表

見積合せ日： 年 月 日

ロット番号	産地国銘柄	販売数量 (単位:トン)	備 考

見 積 書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地

商号又は名称

代表者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章I第6の3に基づき、同要領第3章I別紙3-1-2を承知の上、下記のとおり買い受けたいので提出します。

記

ロット番号	産地国銘柄	買受数量 (単位:トン)	単 価 (円/トン)

(注)単価は、消費税抜きの額を記入。

様式3－I－7【P.麦販-10 第3章 I 第6の5の(4)】

輸入麦壳買契約締結通知書(○○月積分)

年 月 日締結分

年 月 日

買入受託者

○ ○ ○ ○ 殿

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○

下記のとおり売買契約を締結したので、通知します。

記

売買契約番号	ロット番号	産地国銘柄	輸入港名	バース名	売買契約締結者名	売買契約数量 (単位:トン)	備 考

融資証明書

(買受資格者) 殿

○年○月○日より○年○月○日までの間において、貴社が食料安定供給特別会計の契約担当官農林水産省農産局長と輸入麦売買契約を締結したときは、その契約の履行に支障のない金額(○○○万円)を融資することを証明します。

年 月 日

(銀行等名)

注:「契約の履行に支障のない金額」については、別紙計算書に計算式を記載すること。
単位は十万円未満を切り上げること。

(別紙)

「契約の履行に支障のない金額」の計算書

1 食糧用輸入麦の売買契約(一般国家貿易)

{(前年(暦年)買受総数量÷12か月)×作成時の政府壳渡価格(公表価格)}×1.0か月

{(トントン÷12か月)×円}×1.0か月=円

一般国家貿易合計円

(注)前年(暦年)買受総数量は、前年(暦年)に食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長と締結した食糧用輸入麦の売買契約の総数量を記入。

2 食糧用輸入麦の特別売買契約(SBS)

{(前年(暦年)買受総数量÷12か月)×(前年契約単価の実績加重平均価格(税込額))}×1.0か月

① 銘柄名

{(トントン÷12か月)×(円(税込額))}×1.0か月=円

② 銘柄名

{(トントン÷12か月)×(円(税込額))}×1.0か月=円

SBS合計円

(注)前年(暦年)買受総数量は、前年(暦年)に食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長と締結した食糧用輸入麦の特別売買契約の総数量を銘柄ごとに記入。

3 「契約の履行に支障のない金額」

一般国家貿易合計円 + SBS合計円 = 万円

経 営 状 況 報 告 書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章 I 第6の6の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 変更前

2 変更後

3 理 由

(施行注意)

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜注記すること。

バース及び保管場所通知書

年 月 日

買入受託者 殿

(買受人窓口経由)

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地

商号又は名称

代表者

下記のとおりバース及び保管場所を決定したので、通知します。

記

積来船名

売買契約番号

輸入港名	バース名	産地国銘柄	契約数量 (単位:トン)	保管場所			搬入予定 数 量 (単位:トン)	備 考
				倉庫名	倉所名	保管可能数量 (単位:トン)		

(注) 1 バース名欄には付録のロット番号ごとにバース名を1つ記入すること。

2 港内の配船順位の希望がある場合は、備考欄にその旨を記入すること。

3 検収後、保管場所欄に記載された以外の保管場所へ移送する製粉企業等は、備考欄にその旨を記入すること。

輸入港間の数量の変更報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地

商号又は名称

代表者

下記のとおり数量変更することとなったので、報告します。

記

積来船名

産地国銘柄

売買契約番号

売買契約数量 (単位:トン)	輸入港名	バース名	保管場所		搬入予定数量 (単位:トン)	変更後 搬入予定数量 (単位:トン)	備 考
			倉庫名	倉所名			

検 収 予 定 通 知 書

年 月 日

殿

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○

下記の売買契約における現品の引渡しを行う輸入麦について、検収予定を通知します。

記

検収予定日： 年 月 日

荷渡指図書発行予定日： 年 月 日

売買契約番号	積来船名	輸入港名	検収場所		産地国銘柄	検収予定数量 (単位:kg)	備 考
			倉庫名	倉所名			

買受申出書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入麦壳買契約書第〇条第〇項に基づき、輸入麦の買受けを下記のとおり申し出ます。

記

売買契約番号：
契約年月日： 年 月 日

積来船名	輸入港名	検収場所		産地国銘柄	買受数量 (単位:kg)	契約単価 (円/トン)	代 金
		倉庫名	倉所名				
小計	—	—	—	—	—	—	—
消費税	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 買受数量の欄には、検収予定通知書の検収予定数量と同量の値を記入すること。

製粉工場需給実績報告(月実績分)

会社名(工場名) :

1. 原料の部 (単位: 玄麦トン)

項目	種類・品目	コードNo	供給												需要						月末庫	備蓄小麦分
			月初在庫	民間流通麦の買入れ	政府からによる買入れ	SBSによる買入れ	同一企業からの受入れ	輸出見返入による受入れ	納付金輸入による受入れ	その他の買入れ	国内産麦の買入れ	委託製粉用から受入れ	他企業買入れ	その他	計	加	同一企業への払出し	委託製粉用への払出し	他企業販売	その他	計	
外麦	内麦	1100																				
	W W	1210																				
	A S W	1211																				
	S H	1220																				
	1 C W	1230																				
	H P	1231																				
	D N S	1232																				
	Durum	1240																				
	P H	1250																				
	その他外麦	1280																				
麦計	外麦計	1299																				
	主食用計	1999																				

2. 製品の部 (単位: 製品トン)

項目	種類・品目	コードNo	供給										需要								月末庫
			月初在庫	生産	学給用	同一企業から	生産	他企業から	卸売業者から	委託製粉用	その他	計	販売	学給用	同一企業へ	他企業へ	輸出用	委託製粉分	その他	計	
強力粉	3010																				
準強力粉	3020																				
薄力粉	3030																				
普通粉	3040																				
その他粉	3080																				
計	3999																				

記載については 1 及び 2 の通りとする。

なお、複数の工場を有する企業で、特定の工場等で玄麦を一括して買入れ又は受入れした場合の記載方法は、次のとおりとする。

ア 買入れ又は受入れの業務を代行(現物の売渡しが伴うものに限る。)した工場(以下「買受工場」という。)は、「原料の部」において、供給欄の該当項目ごとの買受数量を品目毎に一括計上し、需要欄の「同一企業への払出し」において他工場へ原料として配分した数量を品目毎に一括計上する。

また、買受工場以外の工場は、「原料の部」における供給欄の「同一企業からの受入れ」において原料として買受工場から転送された数量を品目毎に計上する。

イ 買入れ又は受入れの業務を工場以外の営業所等が行った場合は、当該営業所等から配分を受ける工場が直接当該配分数量を「原料の部」の供給欄の買入れ又は受入れにおいて計上する。

また、複数の工場を有する企業の委託製粉(製粉企業間において委託加工契約に基づき製粉を委託したもの)をいう。以下同じ。)における委託数量及び受託数量の記載方法は、次のとおりとする。

ウ 玄麦の加工を他の企業に委託する場合は、当該企業において委託製粉に係る事務を行う工場が他の企業に委託した数量を計上する。

エ 他の企業から玄麦の加工の委託を受ける場合は、玄麦の加工を行う工場が他の企業から委託を受けた数量を計上する。

1. 原料の部の記載

(1) 供給

① 「月初在庫」欄

当該工場の前月末在庫数量を記載する。

② 「民間流通麦の買入れ」欄

当月の民間流通麦(国内産の小麦、大麦及びはだか麦のうち「農産物検査法」(昭和 26 法律第 144 号)に基づく品位等の検査の結果、2 等以上に格付けされたものであって、「民間流通麦促進対策実施要領」(平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号(企画・加食・計画)食糧庁長官通知)第 4 に規定する民間流通の仕組みに従って流通したもの)をいう。以下同じ。)の買入数量を記載する。

③ 「政府からの買入れ」欄

当月に輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 7 月 1 日付け 21 総食第 102 号総合食料局長通知)(以下「基本要領」という。)第 3 章に基づく政府所有輸入麦売買契約により政府から買い入れた数量を記載する。

④ 「SBS による買入れ」欄

当月に基本要領第 4 章 I に基づく食糧用輸入麦の特別売買契約により政府から買い入れた数量を記載する。

⑤ 「同一企業からの受入れ」 欄

企業内転送で当月に受け入れた数量（払出工場の出庫数量による。）を記載する。

⑥ 「輸出見返りによる受入れ」 欄

「関税暫定措置法施行令第2条第1項又は第2項の証明書の発給手続き細則」（平成7年3月27日付け7食糧業第236号（加食））によって輸入・受入れした数量（当月の入庫数量による。以下同じ。）を記載する。

⑦ 「納付金輸入による受入れ」 欄

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6法律第113号）第45条（納付金輸入）により輸入・受入れした数量を記載する。

⑧ 「その他の国内産麦の買入れ」 欄

民間流通麦以外の国内産麦の買入数量を記載する。

⑨ 「委託製粉用受入れ」 欄

受託工場が当月に委託製粉用の原料として委託工場から受け入れた玄麦の数量を記載する。

⑩ 「他企業からの買入れ」 欄

当月に他企業から買入された数量を記載する。

⑪ 「その他」 欄

四捨五入による調整数量及び①から⑩まで以外の買入れ又は受入れ数量を記載する。

(2) 需要

① 「加工」 欄

当月の加工数量（委託製粉に係る加工数量を含む。）を記載する。

② 「同一企業への払出し」 欄

企業内転送として当月に払い出した数量を記載する。

③ 「委託製粉用の払出し」 欄

受託工場が当月に委託製粉用の原料として受託工場に払い出した玄麦の数量を記載する。

④ 「他企業への販売」 欄

当月に他企業へ販売した数量を記載する。

⑤ 「その他」 欄

四捨五入による調整数量及び亡失減耗等①から④まで以外の払出し等数量を記載する。

(3) 月末在庫

① 「月末在庫」 欄

供給の「計」欄から需要の「計」欄の数量を差し引いたものを記載する。

② 「備蓄小麦分」 欄

外麦の種類別月末在庫数量のうち、食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け総食第437号）第2の5に定める「備蓄小麦」の月末在庫数量を記載する。

2. 製品の部の記載

(1) 供給

① 「月初在庫」欄

当該工場の前月末在庫数量を記載する。

② 「生産」欄

当月に生産した数量（委託製粉に係る当月の生産数量を含む。）のうち学給用の生産数量を除いた数量を記載する。

③ 「学給用生産」欄

当月に学校給食用として生産した数量を記載する。

④ 「同一企業からの受入れ」欄

当月に企業内転送により受け入れた数量（払出工場の出庫数量とする。）を記載する。

⑤ 「他企業からの買入れ」欄

当月に他企業から買入れた数量を記載する。

⑥ 「卸売業者からの買入れ」欄

当月に卸売業者等から買入れた数量を記載する。

⑦ 「委託製粉用受入れ」欄

委託工場が委託製粉による製品を受託工場から受け入れた数量を記載する。

⑧ 「その他」欄

四捨五入による調整数量及び①から⑦まで以外の受入れ数量を記載する。

(2) 需要

① 「販売」欄

当月に卸売業者等を通じて販売した数量（同一経営内における二次加工部門への払出数量及び交換による製品の払出数量を含む。）を記載する。ただし、「学給用販売」、「同一企業への払出し」及び「他企業への販売」に係る数量を除く。

② 「学給用販売」欄

当月に学校給食用として販売した数量を記載する。この場合の販売とは、小麦粉の所有権が移転したときとする。

③ 「同一企業への払出し」欄

当月に企業内転送として払い出した数量を記載する。

④ 「他企業への販売」欄

当月に卸売業者等を通さず、直接他企業へ販売した数量を記載する。

⑤ 「輸出用払出し」欄

当該工場から小麦粉の輸出のため払い出した数量（輸出用の二次加工製品用に払い出した数量を含む。）を記載する。

⑥ 「委託製粉分払出し」欄

受託工場が委託製粉による製品を委託工場に払い出した数量を記載する。

⑦ 「その他」欄

四捨五入による調整数量及び亡失減耗等①から⑥まで以外の払出し数量を記載する。

(3) 月末在庫

① 「月末在庫」欄

供給の「計」欄から需要の「計」欄の数量を差し引いたものを記載する。

精麦工場需給実績報告(月実績分)

会社名(工場名) :

1. 原料の部

(単位:玄麦トン)

種類・品目	コードNo	供給										需要				月末在庫
		月初在庫	民間流通麦の買入れ	政府による買入れ	SBSによる買入れ	同一企業からの買入れ	納付金輸入による買入れ	その他の買入れ	国内産麦からの買入れ	他企業からの買入れ	その他	加工	同一企業への販売	他企業への販売	その他	
小粒大麦	4110															
大粒大麦	4120															
はだか麦	4130															
国内産麦計	4199															
オーストラリア産ツーロウ	4210															
カナダ産シックス	4220															
アメリカ産はだか麦	4230															
その他外麦	4280															
外国産麦計	4299															
合計	4999															

2. 製品の部

(単位:製品トン)

種類・品目	コードNo	供給						需要				月末在庫			
		月初在庫	生産			同一企業からの受入れ	他企業からの買入れ	卸売業者の買入れ	その他	計	販売	同一企業への販売	他企業への販売	その他	
押麦	5010														
切断圧ペん	5020														
切断無圧ペん	5030														
精白麦	5040														
その他	5080														
合計	5999														

3. 製品加工状況の部

単位:玄麦トン

種類・品目	コードNo	主食麦	食用	焼酎用	みそ用	押麦	押計	切断	無切断	主食麦	焼酎用	みそ用	精白麦	主食計	焼酎計	みそ計	その他	合計
		A	B	C	D=A+B+C	E	F	G	H	I	J=G+H+I	K=A+E+F+G	L=B+H	M=C+I	N	O=K+L+M+N		
国内産小粒大麦	7110																	
国内産大粒大麦	7120																	
国内産はだか麦	7130																	
国内産麦計	7199																	
国外産Aus2ロウ	7210																	
国外産Ca2ロウ	7220																	
国外産Aus6ロウ	7230																	
国外産Ca6ロウ	7240																	
国外産Usはだか	7250																	
国外産Caはだか	7260																	
国外産その他外麦	7270																	
国外産計	7299																	
内外麦合計	7999																	

記載については 1、2 及び 3 の通りとする。

なお、複数の工場を有する企業で、特定の工場等で玄麦を一括して買入れ又は受入れした場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 買入れ又は受入れの業務を代行(現物の売渡しが伴うものに限る。)した工場(以下「買受工場」という。)は、「原料の部」において、供給欄の該当項目ごとの買受数量を品目毎に一括計上し、需要欄の「同一企業への払出し」において他工場へ原料として配分した数量を品目毎に一括計上する。

また、買受工場以外の工場は、「原料の部」における供給欄の「同一企業からの受入れ」において原料として買受工場から転送された数量を品目毎に計上する。

イ 買入れ又は受入れの業務を工場以外の営業所等が行った場合は、当該営業所等から配分を受ける工場が直接当該配分数量を「原料の部」の供給欄の買入れ又は受入れにおいて計上する。

1. 原料の部の記載

(1) 供給

① 「月初在庫」欄

当該工場の前月末在庫数量を記載する。

② 「民間流通麦の買入れ」欄

当月の民間流通麦(国内産の小麦、大麦及びはだか麦のうち「農産物検査法」(昭和 26 法律第 144 号)に基づく品位等の検査の結果、2 等以上に格付けされたものであって、「民間流通麦促進対策実施要領」(平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号(企画・加食・計画)食糧庁長官通知)第 4 に規定する民間流通の仕組みに従って流通したもの)をいう。以下同じ。)の買入数量を記載する。

③ 「政府からの買入れ」欄

当月に「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 7 月 1 日付け 21 総食第 102 号総合食料局長通知)第 3 章に基づく政府所有麦壳買契約により政府から買入された数量を記載する。

④ 「S B S による買入れ」欄

当月に基本要領第 4 章 I に基づく食糧用輸入麦の特別売買契約により政府から買入された数量を記載する。

⑤ 「同一企業からの受入れ」欄

企業内転送で当月に受け入れた数量(払出工場の出庫数量による。)を記載する。

⑥ 「納付金輸入による受入れ」欄

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成 6 法律第 113 号)第 45 条(納付金輸入)により輸入・受け入れした数量を記載する。

⑦ 「その他の国内産麦の買入れ」欄

民間流通麦以外の国内産麦の買入数量を記載する。

⑧「他企業からの買入れ」欄

当月に他企業から買い入れた数量を記載する。

⑨「その他」欄

四捨五入による調整数量及び①から⑧まで以外の買入れ又は受入れ数量を記載する。

(2) 需要

①「加工」欄

当月の加工数量を記載する。

②「同一企業への払出し」欄

企業内転送として当月に払い出した数量を記載する。

③「他企業への販売」欄

当月に他企業へ販売した数量を記載する。

④「その他」欄

四捨五入による調整数量及び亡失減耗等①②③以外の払出し等数量を記載する。

(3) 月末在庫

①「月末在庫」欄

供給の「計」欄から需要の「計」欄の数量を差し引いたものを記載する。

2. 製品の部の記載

(1) 供給

①「月初在庫」欄

当該工場の前月末在庫数量を記載する。

②「生産」欄

主食用、焼酎用、みそ用、その他に区分して当月に生産した数量を記載する。

③「同一企業からの受入れ」欄

当月に企業内転送により受け入れた数量（払出手場の出庫数量とする。）を記載する。

④「他企業からの買入れ」欄

当月に他企業から買い入れた数量を記載する。

⑤「卸売業者からの買入れ」欄

当月に卸売業者等から買い入れた数量を記載する。

⑥「その他」欄

四捨五入による調整数量及び①から⑤まで以外の受入れ数量を記載する。

(2) 需要

①「販売」欄

当月に卸売業者等を通じて販売した数量（同一経営内における二次加工部門への払出手場及び交換による製品の払出手場を含む。）を記載する。ただし、「同一企業への払出し」及び「他企業への販売」に係る数量を除く。

②「同一企業への払出し」欄

当月に企業内転送として払い出した数量を記載する。

③「他企業への販売」欄

当月に卸売業者等を通さず、直接他企業へ販売した数量を記載する。

④「その他」欄

四捨五入による調整数量及び亡失減耗等①から③まで以外の払出し数量を記載する。

(3) 月末在庫

①「月末在庫」欄

供給の「計」欄から需要の「計」欄の数量を差し引いたものを記載する。

3. 製品加工状況の部の記載

①「その他(M)」欄

当月中の主食用、焼酎用、みそ用以外の用途に向けて加工した玄麦の数量を記載する。

②「合計」欄

加工数量の合計は、原料の部の加工数量と一致させる。

委任状

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 委任期間

年 月 日から 年 月 日までの間

(ただし、この委任期間内に締結した契約に係る債務及び約定事項の履行については、この委任期間経過後もなお効力を有するものとする。)

2 委任事項

- (1) 輸入麦の買受申込書の提出に係る件
- (2) 輸入麦の見積合せに係る件
- (3) 輸入麦の買受けに係る契約の締結及びこの契約に基づく買受申出書の提出に関する件
- (4) 納入の告知の受領に関する件
- (5) 買入代金の納入、現品の受領に関する件
- (6) 復代理人選任に関する件
- (7) その他、契約履行に関する一切の件

〔受任者〕

所 在 地

名 称

代表者役職

氏 名

輸入麦買受事前申込書

申込書提出日： 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章I第4の1の(2)の規定に基づき、同要領第3章I別紙3-I-2を承知の上、下記のとおり買受事前申込みをします。
なお、当該買受事前申込みに係る買受申込み及び販売の見積合せに参加します。

年 月 買受分

記

(単位:トン)

輸入港名	バース名	銘柄別数量内訳						備考
		WW	SH	DNS	CW	ASW		

(注)

1 買受事前申込みの際にバースが確定していない場合は、同一輸入港内で荷揚げする可能性がある複数のバースを記入することができる。この場合、銘柄別数量内訳欄には、これらのうちいずれか一つのバースに申込数量を記入し、その他のバースには数字の「0」を入力すること。

例：買受事前申込みの際に、バースが確定しておらず、WW(3,000トン)及びCW(5,000トン)を同一港内の3つのバースで荷揚げする可能性がある場合は、以下のとおり入力する。

輸入港名	バース名	銘柄別数量内訳						備考
		WW	SH	DNS	CW	ASW		
○○港	△△バース	3,000			5,000			
○○港	□□バース	0			0			
○○港	××バース	0			0			

2 買受事前申込書は、不可抗力その他事前申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、変更することはできない。

【留意事項】

事前申込人は、不可抗力その他事前申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、買受事前申込みを行った輸入麦に係る買受申込み及び見積合せに、必ず参加しなければならない。

農産局長は、事前申込人が自らの買受事前申込みに係る買受申込みを行わないときは、当該事前申込人について、売買契約を締結する意思がないとみなし、当該事実を認定した日から4か月の間、買受事前申込み及び買受申込みを受け付けない。

輸入麦事前申込人情報通知書(○○月積分)

年 月 日

買入受託者

○ ○ ○ ○

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章 I 第4の1の(3)の規定に基づき、○○月積分輸入麦買入委託契約に係る事前申込人情報を、
下記のとおり通知します。

記

委託契約番号	産地国銘柄	輸入港名	バース名	輸入港・輸入バース別数量	事前申込人名	事前申込数量 (単位:トン)	備 考

ベース及び保管場所通知書
(買受事前申込み分)

年 月 日

買入受託者 殿
 (買受人窓口経由)
 食料安定供給特別会計契約担当官
 農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地
 商号又は名称
 代表者

下記のとおりベース及び保管場所を決定したので、通知します。

記

積来船名

○年○月事前申込分

No	輸入港名	ベース名	産地国銘柄	契約数量 (単位:トン)	保管場所			搬入予定 数量 (単位:トン)	備 考
					倉庫名	倉所名	保管可能数量 (単位:トン)		

- (注) 1 ベース名欄には積来船、輸入港及び産地国銘柄ごとにベース名を1つ記入すること。
 2 港内の配船順位の希望がある場合は、備考欄にその旨を記入すること。
 3 檢収後、保管場所欄に記載された以外の特定保管場所又は販売場所への運送を希望する製粉企業等は、様式3-I-19の2「特定保管場所及び販売場所通知書(買受事前申込み分)」を提出すること。

<記載例>

積来船名 ○○○○ ○○○○

○年○月事前申込分

No	輸入港名	ベース名	産地国銘柄	契約数量 (単位:トン)	保管場所			搬入予定 数量 (単位:トン)	備 考
					倉庫名	倉所名	保管可能数量 (単位:トン)		
1	○○港	○○サイロベース	WW	300	○○サイロ	○○サイロ ○○	500	300	
2	△△港	△△埠頭	DNS	500	△△サイロ	△△サイロ △△	1,000	500	
3	□□港	□□サイロベース	ASW	400	□□サイロ	□□サイロ □□	500	400	

**特定保管場所及び販売場所通知書
(買受事前申込み分)**

年 月 日

買入受託者 殿
(買受人窓口経由)
食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

下記のとおり特定保管場所、販売場所等を決定したので、通知します。

記

積来船名

○年○月事前申込分

No	輸入港名	バース名	産地国銘柄	契約数量 (単位:トン)	特定保管場所		販売場所		備考
					倉庫等名		販売場所名		
					倉所等名		販売場所住所		
					搬入希望数量(単位:トン)		販売予定数量(単位:トン)		
					搬入希望時期		販売希望時期		
					倉庫等名		販売場所名		
					倉所等名		販売場所住所		
					搬入希望数量(単位:トン)		販売予定数量(単位:トン)		
					搬入希望時期		販売希望時期		
					倉庫等名		販売場所名		
					倉所等名		販売場所住所		
					搬入希望数量(単位:トン)		販売予定数量(単位:トン)		
					搬入希望時期		販売希望時期		

(注) 1 バース名欄にはバース名を1つ記入すること。

2 港内の配船順位の希望がある場合は、備考欄にその旨を記入すること。

3 検収後、保管場所欄に記載された場所から、特定保管場所又は販売場所への運送を希望する場合は、備考欄に運送業者名、輸送距離、輸送時期その他必要事項を記入すること。

<記載例>

積来船名 ○○○○○ ○○○○○

○年○月事前申込分

No	輸入港名	バース名	産地国銘柄	契約数量 (単位:トン)	特定保管場所		販売場所		備考
1	○○港	○○サイロバース	WW	300	倉庫等名	—	販売場所名	—	※保管場所で買受予定
					倉所等名	—	販売場所住所	—	
					搬入希望数量(単位:トン)	—	販売予定数量(単位:トン)	300	
					搬入希望時期	—	販売希望時期	○年○月	
2	△△港	△△埠頭	DNS	500	倉庫等名	○○製粉	販売場所名	—	連送業者名:○○通運 輸送距離:150km 輸送時期:○年○月 ※特定保管場所で買受予定
					倉所等名	○○製粉サイロ	販売場所住所	—	
					搬入希望数量(単位:トン)	500	販売予定数量(単位:トン)	500	
					搬入希望時期	○年○月	販売希望時期	△年△月	
3	□□港	□□サイロバース	ASW	400	倉庫等名	—	販売場所名	○○製粉	連送業者名:□□運輸 輸送距離:30km 輸送時期:△年△月 ※販売場所で買受予定 販売場所までの運搬を希望
					倉所等名	—	販売場所住所	○○製粉サイロ	
					搬入希望数量(単位:トン)	—	販売予定数量(単位:トン)	400	
					搬入希望時期	—	販売希望時期	□年□月	

買受事前申込みに係る輸入麦買受申込書

申込書提出日： 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章 I 第5の3の規定に基づき、同要領第3章 I 別紙3-I-2を承知の上、下記のとおり買受事前申込みに係る買受申込みをします。
なお、当該買受申込みに係る販売の見積合せに参加します。

○年○月～○年○月買受分 (○年○月～○年○月事前申込分)

記

(単位:トン)

輸入港名	バース名	銘柄別数量内訳						備考
		WW	SH	DNS	CW	ASW		

例：買受申込みの際に、バースが確定しておらず、WW(3,000トン)及びCW(5,000トン)を同一港内の3つのバースで荷揚げする可能性がある場合は、以下のとおり入力する。

輸入港名	バース名	銘柄別数量内訳						備考
		WW	SH	DNS	CW	ASW		
○○港	△△バース	3,000			5,000			
○○港	□□バース	0			0			
○○港	××バース	0			0			

2 買受申込書は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、変更することはできない。

【留意事項】

買受申込人は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、買受申込みを行った輸入麦に係る見積合せに、必ず参加しなければならない。

農産局長は、買受申込人が自らの買受申込みに係る見積書を提出しないときは、当該買受申込人について、売買契約を締結する意思がないとみなし、当該事実を認定した日から4か月の間、当該買受申込人からの買受事前申込み及び買受申込みを受け付けない。

買受事前申込みに係る販売計画書

提出日： 年 月 日

農林水產省農產局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入業の買入れ・販売等に関する基本要領第3章Ⅰ第5の6の規定に基づき、下記のとおり販売計画書を提出します。

年 月買受事前申込分

記

【販売計画】

(注)

(注) この販売計画書を提出した者は、農産局長から販売計画書について修正の指示を受けた場合は、当該指示に従うものとする。また、当該者は、販売計画書(販売計画書数量の月別・旬別内訳を除く)について、農産局長から修正の指示を受けた場合又は不可抗力その他買受申込人の責に帰しない事由による場合であっても心得を得ない事があると農産局長が認めたときを除き、変更することができる。販売計画書の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の販売計画書を農産

〈附錄例〉

【距离之王】

【2023年6月】

輸入麦販売に係る見積合せの実施について
(買受事前申込みに係る買受申込み分)

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○

輸入麦の販売に係る見積合せを、下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 販 売 対 象 麦 の 種 類

2. 銘 柄 及 び 数 量

3. 引 渡 条 件

4. 現 品 引 渡 日

5. 見積合せに参加する者に必要な資格

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)第3章Iに基づき農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が承認した買受資格者であって、買受申込みを行った者であること。ただし、農産局長が特に必要と認めて見積合せを実施する場合は、この限りでない。

6. 契 約 条 項 を 示 す 場 所

7. 見 積 合 せ の 日 時 及 び 場 所

8. 見 積 書 に 関 す る 事 項

見積書に記載する金額は、消費税及び地方税相当額(以下「消費税相当額」という。)を含まない金額とし、契約金額は見積書に記載された金額(複数のロットを購入した場合は、当該見積書に記載された各ロットごとの金額を合算した金額)に消費税相当額(この金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た金額)を加算した額とする。

9. 見 積 り の 無 効

次の各号の一に該当する申込みは無効とする。

- (1) 買受資格がない者がした申込み。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条に該当する者がした申込み。

- (3) 食料安定供給特別会計(食糧管理勘定)事業用物品競争契約指名停止等措置要領(平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知)に基づく指名停止を受けている期間中の者がした申込み。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者がした申込み。ただし、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者であって、手続開始の決定がなされた後において買受資格の再認定を受けている者は除く。
- (5) 見積書の提出に際し、虚偽の申告をした者がした申込み。
- (6) 見積価格を訂正した申込み、円未満の端数を付した申込みその他所定の記載方法によらない申込み。
- (7) 同一人が、同一ロットに対し2通以上の見積書を提出して行った申込み。
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした申込み。
- (9) 本通知において見積書の提出に関して制限を設けた場合に、その制限に反して見積書を提出した者の申込み。
- (10) 買受申込みの内容と異なるもの。(不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由によりやむを得ないと農産局長が判断した場合を除く。)
- (11) 暴力団排除に係る誓約事項基本要領第3章別紙3-I-2について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み。

10. 買受予定人の決定方法

- (1) 販売予定価格以上の価格の申込みを行った買受申込人のうち、申込価格の高いものから順次販売可能数量に達するまでの買受申込人をもって買受予定人とする。
- (2) 買受可能となるべき同一価格の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、申込数量の多い者から順次買受予定人とする。
- (3) 買受可能となるべき同一価格、同一数量の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、直ちに当該買受申込人にくじを引かせて買受予定人を決定する。
- (4) (3)の場合において、情報管理システムを利用した見積合せの場合は、買受申込人に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせる。
- (5) (1)から(4)までの場合において、最後の順位の買受申込人の申込数量が他の申込人の申込数量と合計して販売可能数量を超える場合は、その超える数量については申込みがないものとする。

11. 契約保証金の納付

買受予定人として決定された者は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9に規定する契約保証金を、契約締結までに食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長(以下「契約担当官」という。)に納付すること。ただし、契約担当官から契約保証金を免除する旨の通知を受けている場合には、この限りでない。

12. 契約の締結に関する事項

買受予定人として決定された者は、基本要領第3章I第6の5の定めるところにより輸入麦壳買契約書を作成し、記名押印の上、契約担当官に提出すること。

13. その他

見積合せ申込者は、基本要領及び当該要領に定める輸入麦壳買契約書の契約条項等を熟知の上、見積合せに参加すること。また、契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。

なお、輸入麦壳買契約に係る買受代金の延納措置を希望する者は、「食糧用輸入小麦の買受代金に係る延納措置実施要領」(平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知)等を熟知の上、見積合せに参加すること。

14. 契約締結期限

契約の締結期限は、○年○月○日とする。

(注) 様式については、事情により訂正することがある。

食糧用輸入麦の販売に際しての条件

買受人(買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。)は、下記の事業者に対して、買い受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所 在 地	禁止期間

買受事前申込みに係る買受申出書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入麦壳買契約書第5条第1項に基づき、買受事前申込みに係る輸入麦の買受けを下記のとおり申し出ます。

記

買受予定月：年 月

買受予定期	積来船名	輸入港名	販売場所		産地国銘柄	委託契約番号	買受数量 (単位:kg)	契約単価 (円/トン)	品位値引額 (円/トン)	買受単価 (円/トン)	代 金
上旬			倉庫名	倉所名							
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中旬											
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
下旬											
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 買受数量の欄には、輸入麦壳買契約書付録第1の(1)の③の現品の引渡数量と同量の値を記入すること。